

報告第13号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月27日

北本市長 石津賢治

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

### 1 相手方

### 2 事故の概要

平成26年9月25日（木）午後3時45分頃、北本市本宿7丁目73番地先において、市公用車を運転中、青信号の交差点を左折しようとしたところ、相手方が乗っていた自転車に接触し、損傷させたもの

### 3 損害賠償の額

18,000円

平成26年10月30日

北本市長 石 津 賢 治